

ラヴォアジエの公教育論(その2)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 大阪市立大学大学院文学研究科教育学教室 公開日: 2024-09-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 堀内, 達夫 メールアドレス: 所属: 大阪市立大学
URL	https://doi.org/10.24544/ocu.20180110-130

Title	ラヴォアジエの公教育論(その2)
Author	堀内, 達夫
Citation	教育学論集. 14 卷, p.50-64.
Issue Date	1988-05
ISSN	0288-4909
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学大学院文学研究科教育学教室
Description	

Placed on: 大阪市立大学学術機関リポジトリ

Placed on: Osaka City University Repository

文献紹介

ラヴォアジェの公教育論 ーその2ー

堀内達夫

はじめに

『教育学論集』第11号(1985年)において、ラヴォアジェ(A. L. Lavoisier)の「公教育に関する省察」及び「四階梯の公教育一覧表」を紹介した。引続いて、ラヴォアジェ著作集第6巻(OEuvres de Lavoisier, vol. 6, 1893)の複製版(1965年)より以下の法令案(Projet de décret concernant l'instruction nationale)を訳出する。

「工芸相談局によって提出された国民教育に関する法令案」

教育の区分

公教育は3つに分かれる。

国民教育

科学と技術の発展

技術審査委員会

第1区分

時期によって区切られる国民教育は、以下を含む。

- 1) 初等学校は、区別も例外もなく、6歳の年齢から総ての子どもに共通であり、人口千人に1校の割合となる。
- 2) 技術と社会経済の基礎学校は、11歳の年齢でしか生徒を受け入れず、各地区の主邑に設立される。
- 3) 科学と技術の基礎学校、ないしアンスチチュは、各県庁所在地に設けられる。
- 4) リセ、ないし科学と技術の学校は、共和国の領土内に12校立てられる。

第2区分

科学と技術の発展

共通利益のために教育結果を役立てる目的で、各分野でかなり高度な完成に達した者すべてが集められ、自由で自発的な選考による定数にしぼられ、すべての知識の限界を拡大する目的をもつ会議が結成される。

この会議は、以下のごとく4つに分割される。

- 1) 数学及び物理学
- 2) 科学の技術への応用
- 3) 道徳学及び政治学
- 4) 文学と嗜み (arts d'agrément)

これら各部門を構成する会員数は細則によって定められる。

第3区分

技術審査委員会

科学と技術への報賞と奨励は、国の負債であり、上記4部門で自由に選出された会員が技術審査委員会をつくり、その迅速で公正な配分を担当する。

この審査委員会は2つの科に分かれる。

第1科は、工芸 (arts et métiers) に充てられる報賞と奨励を審査する。

第2科は、科学、文芸、文学、及び嗜みに関して同じ職務を果す。

2つの科は合同して、学者、職人、その他有用な知識の研究で卓越した者に配られる年金ないし奨励金に充てられる特別資金の用途を決定する。この決定は、立法院によって承認される。

第1章 国民初等学校

第1条 国民初等学校、ないし共同学校は、2つに分かれる。1つは男子校、もう1つは女子校である。

男子校は、男性教師に、女子校は、女性教師にそれぞれ委ねられる。

第2条 この学校は、子どもが決して著しく遠方から通わないように配置されなければならない。学校数は、人口千人に対して1校の割合で設けられる。

人口が分散している所では、地区の行政の要請、及び立法院の政令によって助教師を置くことができる。

人口が集中している所では、第2学校が千人の人口を越える場合に、第3学校が2千人の人口を越える場合に、それぞれ設置される。

第3条 この低い年令の教育にあつては、教育は、子どもの器官と能力の漸進的な発達に応じて進められなければならない。感覚的な事物のみを提示し、同じ種類の学習をあまりに長く続けて、子どもの注意力を疲労させることのないように気をつけなければならない。

したがって、読み、書き、算術の初歩的な教育は、博物学、動・植物のしくみに関する初歩的な授業、歴史物語、愛国心と博愛精神、野良仕事や儉約に関わる散歩と併わせて行なわれるべきである。これら教育のすべては、基本的には休みながら、そして遊びながら与られるべきである。

第4条 子どもが、感覚の訓練によって十分な概念と知識を得たならば、道徳の初歩的な原理が教えらる。人間の権利と義務とは何か、社会に定められている目的とは何か、所有権はどのように設けられ、ど

のように移動するのか、が説明される。できるならば商業、企業や農地で定められるべき秩序、帳簿記入、辞書や目次を引くのに役立つ技術、デッサンや人物画に関する記述を理解する技術について若干の知識を与える。最後に、市民祭のための唱歌を習う。

これら初歩的な教育は、たとえ別々に与えられるとしても、男女の子どもにとって同じである。

第5条 とくに男子は、正規やコンパスの使い方、平面や立体の測り方、畑の測り方を学ぶ。身近にあるあらゆる技術の概念を彼らに与えて、それらを教授してくれる場所に案内する。自ら使う主な道具と、その使い方を理解させる。とりわけ、農村経済、土地の耕作、野菜栽培、園芸、木の伐採、牛や馬の飼育、蹄鉄技術、車の製造に関することが重視される。また、時折、武器の扱い方を練習し、水泳を学ぶ。

第6条 とくに女子は、紡ぎ、針仕事、食物の用意、詳細な家事、儉約、家畜の世話のような、主として女子向きの技術に関する概念が与えられる。

第7条 男女教師の手引きとして役立つために、共同学校の子どもに教えるべき総てについて完全な教程が絶えず編集されることになる。博物学、物理学、技術の操作、教育のテーマとなるべき総てのことは、図によって示される。男女教師によって説明されたことを総て明瞭に系統的に思い出せるように、この一般的教程の分かりやすい要約が、子どものためにさらに編集される。

これら図書は、知識の現実を示す最も優れた教育方法、及び憲法によって認められ、普遍道德の基礎を成す自由、平等、厳格な公平、人間性 (humanité)、博愛、清純な心、公共への忠誠という諸原理に従って編集される。

これら図書は、破れ、擦り切れ、紛失したときに、僅かな費用で新しくできるように折丁ごとに分けられている。

第8条 農村学校用と都市学校用の図書には幾つかの違いがある。前者では、農業に関することに強調が置かれ、後者では、技術と商売に関する知識に重きが置かれる。

第9条 あらゆる社会制度の基礎をなすべき秩序と正義の健全な考え方を子どもに早くから親しませるために、国民共同学校の両科の生徒は、偉大な共和制政治社会の計画におおよそ基づいて社会的に分けて組織される。その結果、子どもの中から選ばれた陪審員の審査に従って誤ちは裁かれる。この陪審員は、事実にもとづいて宣告する。そして男女教師は、規則の条項を適用するだけに留められる。

第2章 技術と社会経済の基礎学校

第10条 技術の基礎学校は、共和国の地区主邑ごとに男女生徒のために設置され、そこには満11歳の年齢でしか入学できない。

第11条 男子には以下のものが教えられる。

1) デッサンと遠近法

2) 図法幾何学ないしグラフ幾何学、切体学 (stéréotomie)、機械製作の原理とその効果の見積り、幾何学及び力学との関係を考慮した技術に関すること。

3) 技術及び最も一般的な社会の必要との関連を考慮した博物学，実験物理学と化学の基本。

4) 社会技術及び政治経済，商業及び複式簿記，憲法及びフランス法の基本的原理。個人間で結ばれる契約の様式，それを認める様々な証書の性質と形式，及び相続と分与に関して，共同学校におけるよりも更に広く詳しく教えられる。この分野の教育を担当する教師は，専ら一般文法の原則，とくにフランス語文法の原則を生徒に説明することにもなる。社会技術の様々な点，取扱うテーマに関して解決すべき問題を与える。教師は，生徒が口頭で，また文書ではっきり正確に自らの考えを説明できるように訓練し習慣づける。

第12条 女子にデッサンの授業がいくらか行なわれる。針仕事，読み方，計算を完成させる。趣味と嗜みにおいて美を成すものについて教えられる。身近かにある技術の基本，主としてその最も多くのものが食物の用意，家事の態度，病人看護，子どもの体育のように訓練の対象となっているものの基本が教えられる。道徳の原理が詳述され，それに歴史，地方の地理，物理学及び化学の若干の知識が加えられる。

第13条 これら様々な教科目は，4名の男性教師と2名の女性教師の間で分担され，教師は，毎週1回，地区教育協議会（conseil d'instruction）を開くために集まる。

第14条 共同学校並びに技術の基礎学校の男女教師は，冬の間，日曜日と晩に，技術と道徳に関する講演会を開催し，年配者は誰でもそこに出席できる。年2回，教師によって総会が開かれ，公衆は，その場で生徒の進級の判定を知ることができる。

第15条 法律は，青年教育のために，及びそこに男女の子どもを受け入れるために，総ての市民が私立の講座，学校，寄宿学校を開く権利を損うことはできない。法律は，彼らの生活，慣習，市民意識について情報が得られるように，そして地方の衛生が保健員によって確認できるように，市民が自ら住んでいる自治体及び郡の地区に予め申告することのみを要求する。

第3章 アンスチチュ

第16条 科学と技術の基礎学校は，国立アンスチチュ（instituts nationaux）の名称で各県庁所在地に設立される。そこは，次の4つの部門に含まれる教科目の教育を行なうことを目的とする。

言語，文学及び嗜み	講義数	デッサン	1
一般文法	音楽 1
現代語：フランス語	道徳及び政治の知識	
地方で最も便利な外国語 1	歴史 } 1
古典語：ラテン語 1	地理学 } 1
ギリシヤ語 1	感覚及び観念の分析 } 1
書き方	論理学及び科学方法論 } 1
美術とくに詩と雄弁術の一般的	政治経済
及び基礎的な理論	国家と国家，個人と個人，個人と政府の関係で捉	

えられる人間の権利と義務	1	服装技術：布地の準備	1
商業及び食料品流通の一般原理	1	織物の理論	
政体の一般原理		布地の裁断と縫合	
フランス憲法		建物技術：建築	
フランス法律学	1	石材と木材の裁断法	
数学及び物理学の知識		石工事	
動・植物、鉱物の博物学		治療技術：解剖学	
実験物理学と実験化学	1	外科	1
純粋数学の基礎	1	産婆術	
力学の基礎	3	人間医学	
光学の基礎		獣医学	
天文学の基礎		薬剤	
水路測量の基礎	1	薬学	
物理学、道徳学と政治学への計算法と幾何学		衛生学	
の応用		防衛技術：兵術	
技術及び科学の技術への応用	1	動物に対する防衛技術	
飼育技術：農業		1	体育
農村経済		1	水泳
食物の準備				

第17条 同一教授が、一日の異なる時間に複数教科目を担当できるように授業は配列される。招集された教授は、総て月1回開かれる公教育総会（conseil général d'instruction publique）の構成員となる。そして、そこで選出された5名は、週1回開かれる理事会を構成する。

第18条 人口に応じて、パリ市では5校、ボルドー市では2校、リヨン市では2校、その他の県庁所在地では1校のみのアンスチチュが置かれる。

第19条 各アンスチチュの施設には、以下のものが含まれる。図書室、物理学器具、機械模型、天文学器具、技術器具及び博物学の準備室、並びに植物園と農園。これらの収集物は、一般的な有用物に限られる。博物学に関する収集物は、県のあらゆる生産物についてできる限り満たせられていなければならない。

第20条 定期のアンスチチュ総会は、公的な会議であり、そこで科学と技術において為された発見が報告される。総会のメンバーは、会議において教育に含まれる様々な知識に関する報告を閲覧することができる。

第4章 国立リセ

第21条 科学と技術の学校は、国立リセ（Lycées nationaux）の名称で、以下の各都市に設けられる。

すなわち、プロア、トゥールないしオルレアン、ボルドー、ディジョン、リールないしドゥエ、リヨン、メッツ、シャロンないしナンシー、モンペリエ、パリとヴェルサイユ、レンヌ、ルーアン、ストラズブルグ、トゥルーズ。

第22条 最高段階の教育を形成するこれらの学校の目的は、以下4部門の表に含まれる諸科学を教育することである。

言語、文学及び嗜み	講義数	感覚と観念の解析	
現代言語と現代文学		科学方法論	} 1
一般文法とフランス語 1	道徳と自然法	
英語 1	社会科学	} 1
ドイツ語 1	政治経済	
イタリア語、スペイン語又は地方で便利な言語 1	財政	
		商業	
古典語及び古典文学		公法と法律学	
東洋語 1	国際法	} 1
ギリシャ語 1	ヨーロッパ公法	
ラテン語 1	古代と現代の様々な人民の権利	
嗜みの詳細な理論		フランス法律学 1
雄弁術	数学及び物理学の知識	
詩	実験物理学 1
絵画	化学 1
彫刻	鉱物学	} 1
建築	地質学と自然地理学	
音楽	植物学	} 1
デッサン 1	植物物理学	
絵画 1	動物学	} 1
彫刻 1	昆虫学	
音楽の作曲と演奏 1	高等幾何学と解析学 1
古代美術 1	力学	} 3
道徳及び政治の知識		水力学	
道徳、政治、工業、商業との関係を考慮した		天体力学	
歴史	数学地理	} 1
年代学	解析学の物的対象への応用	
地理学	計算法の道徳学と政治学への応用 1

観測の天文学と水路測量	1	農業と農村経済	1
技術及び科学の技術への応用			鉱山開発技術	} 1
解剖学、生理学と比較解剖学	1	冶金術	
薬学と薬剤	1	兵術	1
理論医学	} 1	航海学	1
衛生学			テクノロジーないし工芸論	
医学の方法論と歴史		切体学ないし技術の幾何学と建築		
入院と通院の実用医学	2	及び工芸の幾何学的分野	1
産婆の理論と実際	} 1	工芸の力学的及び物理学的分野	1
産褥にある婦人の病氣と小児病			工芸の化学的分野
獣医術	1			

第23条 上記の科学教育のために、各リセには十分な数の教授が置かれ、その中で様々な講義が分担される。これら教授は、県公教育総会 (conreil général d'instruction publique du département) の構成員となり、月1回集まってリセ内体制に関する総てのことを定める。この総会で、理事会が任命され、週1回開催され、7名で構成される。

第24条 各リセの施設に含まれるものは、図書室、植物園と農園、博物学及び解剖学標本のできる限り完全な収集物、物理学器具の収集物、化学実験室、織機及び実用機械模型、あらゆる技術器具、最後に古代美術において県で集められるもの、国の所有する絵画と彫刻、である。リセの準備室と図書室は、アンスタチュと同じく公開される。

第25条 各リセの公教育総会は、科学と技術において為された発見を報告するために、定期的で開催される。この会議を構成する教授は、教育の一部をなす知識に関する報告を閲覧することができる。

第26条 パリ市の面積と人口を考慮して、リセは2つに分かれる。1つは、国立リセの名称で、パリに設置され、後述する幾つかの博物館に分かれる。もう1つは、ヴェルサイユに、その目的のために設けられる国立機関に置かれる。

第5章 パリに設置される国立リセに関する特別措置

第27条 パリのリセは、6つの特殊な博物館に分かれる。

第1のリセは、古典語、現代語、文芸、思考法、推論法、書き方、あらゆる道徳学と政治学、歴史、地理学及び古代美術の教育に充てられ、国立図書館に設けられる。

第2のリセは、絵画、彫刻、建築、音楽のような嗜みの教育に充てられ、ループルの以前からこの目的で使用されていた部屋に設けられる。

第3のリセは、数学、実験物理学、化学、冶金術、図法幾何学、物理的技術と化学的技術の教育に充てられ、カトル・ナシオン・コレージュに設けられる。機械と技術に関する発明の総ては、国が所有し、公

教育に利用できるが、移動し、絶えず公衆に展示するため、そして教授による実演に供するために、その保管場所に置かれる。

第4のリセは、天文学の教育と実務に充てられ、共和国天文台に予定される。

第5のリセは、博物学、植物理学、植物学、鉱物学の教育に充てられ、自然誌博物館 (Muséum d'histoire naturelle) の名称をとる植物園に設けられる。

第6のリセは、人間医学、獣医学、解剖学、外科、産婆術、薬剤、薬学の教育に充てられ、外科学校と呼ばれる国立施設に定められ、あらゆる必要な会議が開かれる。

第6章 国立学術院の名で総合の会議として、知識の進歩と人間精神の完成のために開かれる学者と職人の会議

第28条 教育の各分野において、最も高い完成度に達した学者と職人は、第9章第43条で示される様式に従って、国立学術院の名で総合的な公的会議の構成員となるために、第46条で定められる人数の範囲内で、会議を開く。

この会議の活動と職務は、あらゆる分野の知識、とくに技術の進歩に関して最も強く影響を及ぼした知識の限界を拡げ、科学ないし有用な技術における発見でフランス共和国を豊富にするために、外国の学会と交流することである。

第29条 国立学術院は、4つの部会に分かれて、それぞれ会議を開くが、所定の期間に、その活動と発見をお互いに交流するために、合同の会議を開くことができる。

1つの部会は、数学と物理学を担当する。

1つは、科学の技術への応用、1つは、道徳学と政治学、1つは、文学と嗜みをそれぞれ扱う。

第30条 数学と物理学を対象とする第1部会は、細則によって定められる人数で構成される。その内、4分の3は、パリ在住の会員で占められ、他の4分の1について、その半数は各県に分散する学者と職人から選出され、残りの半数は最も著名な外国人学者から選ばれる。

第31条 これらの部会は、以下のごとく8つの科に分かれ、各科には同数の会員が含まれる。

第1部会の組織		科		
			植物学と植物物理学	1
解析学	1		動物学、動物の解剖と物理	1
天文学	1		共和国諸県在住の会員	1
理論力学	1		外国人会員	1
化学と鉱物学	1			8

第32条 科学の技術への応用を対象とする第2部会は、22の科から成り、諸県及び外国在住の会員を含む。

第2部会の組織		科		
			外科	1
治療技術			薬剤	1
人間医学と獣医学	2		諸県在住の会員	3

外国人会員 1	様々な社会的必要に関する技術	
農村経済		数学的、物理的、化学的な技術 3
農業と農村経済 3	共和国諸県在住の職人と製造業者 3
共和国諸県在住の会員 3	外国人職人 1
外国人会員 1		<u>22</u>

上記3部門のそれぞれに属する会員は、異なる会議を開催する。

第33条 道徳学と政治学を対象とする第3部会は、以下のごとく4つの科から成る。

第3部会の組織	科	法律学 1
形而上学、感覚及び科学の論理的思考の解析 1	商業及び政治経済、歴史 1
自然法、国際法、社会科学、公私道徳		諸県及び外国在住の会員 1
			<u>4</u>

第34条 文学と嗜みを対象とする第4部会は、以下のごとく6つの科から成る。

第4部会の組織	科	絵画、彫刻、建築 1
文法と言語 1	音楽と朗唱 1
雄弁術と詩 1	諸県及び外国在住の会員 1
古代美術と記念碑 1		<u>6</u>

全体で40の科を構成している。

第7章 各部会相互の関係と総合会議の開催

第35条 毎月、数学と物理学の部会及び科学の技術への応用部会は、所定の合同会議を開く。そこでは、科学と技術における発見が公表される。これら会議の結果は、共和国の費用で印刷され配布される。

道徳学と政治学、文学と嗜み、の2部会もまた同じく毎月1回、同じ主旨で合同会議を開く。

第36条 年2回、定期的に、4部会合同の会議が開催される。任意であれ、個別的であれ、共通であれ、一般に会議は総て公開される。

第37条 種々の協会の活動により親密な関係を築き、科学の方法論をより広く普及させるために、国立学術院の4部会は、それぞれ各科の10分の1を越えない一定数の会員を任命する。これら会員は、相互に会議に出席し、その個別会議において発言権をもつ。そして、その半数は、毎年更新される。

第38条 国民公会は、総ての市民が法令に従い、科学、文学、技術の進歩に協力するために、自由な協会をつくる権利を認める。

現在、パリにある学者及び職人の自由な各協会は、それぞれ国立学術院の代議員として、各自に対応する科の個別会議並びに全体会議に出席して発言する権利をもつ会員を1名指命できる。この代議員は、毎年指命され再任できる。

第8章 国民報賞の授与審査委員会、技術のための援助と奨励

第39条 国民報賞の授与に関して、パリに設置される国立学術院の4部会を構成する会員の10分の1でつくられる審査委員会が設けられる。この委員会は2つの分野から成る。1つは、1791年9月10日付政令によって与えられた職務を果たすために、相談局が代行する。もう1つは、「科学、文芸及び嗜みの審査委員会」の名称で、学者、最も著名な文芸家、絵画、彫刻、版画、音楽、朗読のような嗜みにおいて有名な職人に資格が与えられる報賞の授与を担当する。

各科は、必要な場合、その決定に連絡を必要とする対象に対して、他の科からの派遣委員を含める。

第40条 各年度末に開かれる2つの科は、細則で定められ、最終的に次のように充てられる資金の用途を決定する。1) 最高3000リーブル、最低1200リーブルの年金は、有用な知識の研究と実際において卓抜であった学者、職人、教授その他に配分され、同じく幾つかの重要な発見によって、人間性への貢献に協力した外国人にも配分される。2) 職人が新しい実験、製作、新たな発見に向けての大規模な試みを行ない、重要と判断された著作を印刷できるように必要な前金と経費、そして立法院が命じ、承認した報告書に従って、技術進歩に必要なその他の費用を支払う。

以上のように定められた年金は、今年5月22日の国民公会令に従って支払われる。

第41条 技術審査委員会を構成する会員の半数は、毎年末に更新される。

第9章 政令実施までの経過措置

第42条 第27条で数学と物理学の教育に充てられる場所が適切に用意され、実験室と階段教室が設けられ、国有の物理学、化学の器具がそこに移転されるまで、数学に関する授業は、国立コレージュ・ド・フランスにおいて引続いて行なわれる。化学、解剖学、博物学の授業は、前記の植物園、コレージュ・ド・フランス、造幣局の階段教室や実験室で行なわれる。

第43条 今回に限って、第6章第28条に従って開かれる学者、職人の総合の会議を構成することになる4部会各会員の半数は、公教育委員会が行なう選考によって編成される。この半数は、最も卓抜で広く認められた実績をもつ学者と職人で構成される。

第44条 この最初の半数を形成した会員は、会議を開き、多数決によって残りの半数を満たさねばならない学者と職人を、各科同じ割合で選出する。

第45条 最初の編成では、技術審査委員会は、第8章で規定されたことに従って、総合の会議の4部会、それぞれ会員の10分の1でつくられる。

第46条 公教育委員会は、直ちに、共同学校、技術の基礎学校、アンステチュ、リセの最終的な組織案、最初の施設経費の決定、学術院の40科それぞれが10名を越えないよう注意しつつ、学術院を構成すべき会員数の決定を提示する。そこは、各目的の費用に当てるに必要な総額を定める。行政分野の計画及びその実施様式、最後に、ヴェルサイユの国立施設に設けられることになる国立リセに関する措置を決定する。

第47条 国民公会は、……年間基金を設けることを定め、それは最終的に国民教育経費に充てられる。この基金をもとに、報賞、奨励、年金及び第40条で述べられたその他の経費のために、……の総額がとられる。

第48条 現行の政令で定められた計画が完全に実施できるまで、公教育経費に関して変更されるものは何もない。同額が引続いて国庫から支出され、既存の施設は総て暫定的に維持される。

解説

I

現代日本の学校教育において、青少年の健全な発達にとって技術教育に具わる価値が深く認識されているとは言えない状況にある。普通教育に占めるべき独立した教科は、今だ設けられておらず、小・中学校では、図工科の一部あるいは家庭科と合併された形でしか位置づけられていない。また高等学校では、職業教育としてしか編成されていない。「高度情報化社会」を迎え、国民生活のあらゆる分野にテクノロジーが浸透しつつある現代の必要に応じて、諸外国、とくに西洋先進工業国では、その教育課程に占める技術教育の位置と役割は、ますます重要性を帯びている。¹⁾

日本の技術教育は、これら国際的な動向からみても、立ち遅れ、その混迷の度合は際立っていると言わざるをえない。そもそも、わが国では、技術教育が公教育になぜ必要なのか、また必要とするならば、その目的及び内容の基本は何か、という原理的な考察が少なすぎるのではないだろうか。

ここに紹介したラヴォアジエの公教育論には、近代フランス市民社会の成立期に、新しい教養の基礎に技術をすえて公教育を組織しようとする卓抜な思想が展開されている。普通教育として、あるいは職業(準備)教育として、技術教科を人間の発達に即していかに編成すべきかの観点と、それにもとづく学校教育制度のあり方が簡明に述べられている。そこで、ラヴォアジエ公教育論における技術教育の特質を理解するために、あらかじめ法令案として作成される経緯を明らかにし、そして革命当時、公教育の2大思潮をなすコンドルセ案(Rapport et projet de décret sur l'organisation générale de l'instruction publique 1792年4月20日-21日)及びルペルチエ案(Plan d'Education nationale de Michel Lepeletier-1793年7月13日)とそれとの異同を検討しておく必要があると思われる。

II

1793年7月、王制が廃止されてほぼ1年が経ち、国民公会の主導権をモンターニュ派が掌握する頃、政府に対する技術顧問と民間への発明奨励を任ずる工芸相談局は、「機械的技術(arts mécaniques)

を志す者に相応しい特別教育」を公会に提案するために、ラヴォアジエを含む5名の委員にその草案作成を依頼した。7月10日の相談局会議の議事録には、「すべての職人団体は、機械的技術を志す者に相応しい特別教育を得るために、国民公会に請願を行なっている。彼らは、相談局もまたそのために行動するよう要求している。相談局は、市民ラヴォアジエ、フルクロア、デソウドレイ (Desaudray)、アッサンフラッツ、そしてボルダ (Borda) をこの課題に取組む委員として任命した²⁾」と記されている。いわゆるラヴォアジエ案作成の発端である。

2週間後の7月24日の会議で、ラヴォアジエは、この技術教育に関する覚書を朗読している。引続いて委員会は、法令案の準備に取りかかろうとしたが、議会への提案時期を逸したという会員からの意見等を考慮して、当初の方針を再検討することにした。もはや技術教育の枠に限定されない「すべての人間知識に関する全般的教育案」が、8月31日の会議に掛けられ、9月9日から11日まで審議され、若干の修正のち可決された。これが、国民公会に9月22日提出される予定の「国民教育に関する法令案」となるのである。³⁾

この経過をみると、法令案の前文にあたる「公教育に関する省察」は、本来、職業のための技術教育論として執筆されたことがわかる。さらに、ギルド廃止 (1791年3月) 及び職人組合禁止 (同年6月) によって、伝統的な職人養成を果してきた徒弟制度が危機を招き、広く職人団体からその解決策を求められていたという背景がつかめる。

しかしながら、加筆・修正されたラヴォアジエ案 (訳出した「省察」及び「法令案」) は、国民公会に提出されず、予定の前日 (9月21日) に「好機を待つ」という理由で延期されてしまった。国民公会内外で進む動向に大きく左右されて、それは遂に日の目をみることはなかった。

では、ラヴォアジエ案の発議から公会提出延期までの間に、国民公会ではどのような公教育案が取扱われていたのだろうか。守旧的、ブルジョア的自由主義の性格をモンターニュ派から激しく批判されたシエイエス案に代って、ロベスピエール (M. M. F. I. de Robespierre) がルベルチエ遺稿の国民教育案を公会で朗読したのが、7月13日である。7月29日にはそれが法令案として公会に上程され、審議、修正のち、8月13日に可決された。この間、科学アカデミー (Académie des sciences) を含む諸アカデミーの廃止 (8月8日) という事態が起き、科学アカデミー会員3名 (ラヴォアジエ、フルクロア、ボルダ) が関与していたラヴォアジエ案の作成に大きな影響を及ぼしたことが容易に察知できる。また、相談局が法令案を公会に提出しようとする動きと並行して、上級階梯の教育組織に関する請願 (9月15日) がパリ県から公会に出され、直ちに法令として定められた。それは、ルベルチエ案に欠落していた初等後教育への配慮を補うために、コンドルセ案に用いられた中学校、アンステチュ及びリセの3階梯をモデルとしつつも、図法幾何学や機械理論、職業に必要な物理学と化学など理論的な技術教育を大幅に採用した教育内容をもつ教育案であり、ラヴォアジエ案起草委員であるフルクロア、アッサンフラッツがその作成に加わっていた。上級階梯に関して、ラヴォアジエ案ときわめて類似した内容であるため、相談局は、⁴⁾ 慎重な対応をとらざるを得なかったようである。

こうして、ラヴォアジェ案は、国民公会で審議されず、公教育委員会に提出されるにとどまったが、その後の公教育組織に全く生かされなかったわけではない。法令案の第5章に規定されたパリ第3リセ、すなわち数学・物理学博物館は、1794年10月10日に設置される工芸院（Conservatoire des Arts et Métiers）を予示するものであった。廃止された科学アカデミーの財産である様々な実験器具、機械、その他貴重なコレクションを公教育に供するラヴォアジェ、フルワロア等の考えが実を結んだことにな⁵⁾る。

Ⅲ

最後に、「近代科学及び18世紀哲学」を象徴するラヴォアジェ案、とくに「公教育に関する省察」の中心的な内容である技術教育について、近代公教育の2大思潮をなすコンドルセ案及びルベルチエ案と対比してみることにする。

周知のごとく、人類史の視野から人間の自由と平等の実現をめざす公教育の諸原理を表わしたコンドルセ案では、伝統的な人文教科を導いてきた思弁的な哲学に代って、科学が新しい教養を統合する役割を担うものと力説されていた。しかし、科学の社会的有用性を引き出す手段となる技術（art）について、その独自の教育的価値が認識されていたとは言い難い。公教育法案の起章に先立って著した「公教育の本質と目的」（第1覚書）及び「職業教育論」（第4覚書 — ともに1791年刊）の中で、コンドルセは、職業選択の自由を基調として、職業（適職）への機会均等、職業の有用性、職業上の安全、職業の進歩促進を目的とする職業公教育の必要性を提唱し、科学の実用的・功利的な価値と職業との密接な関係を詳しく述べていた。⁶⁾この点で、コンドルセは、近代職業公教育の理念を的確に表明できたおそらく最初の教育思想家ではないであろうか。ところが、職業技術（arts mécaniques ないし arts et métiers）それ自体の教育は、職場の徒弟制度になお依存することになっており、むしろ、技術の進歩、分業の発達ないしそれに伴う単純労働の拡大によって労働者の精神が愚鈍化する状況を改善するために、科学の教育が一層強調されるのである。

このようなコンドルセ案とは対照的に、ルベルチエ案は、初等教育以後の職業公教育を否定している。公教育で重視される人間形成とは、基本的には労働を通じての教育であり、「労働への適応」を意味している。⁷⁾初等教育を終えて、「職業につく年がやってきたとき、共通の教育はやめなければならない。というのも、それぞれの職業ごとに、教授が、ちがわなければならないからだ。すべての職業の徒弟修業を、同一の学校に結果するのには、不可能だ⁸⁾」と言う。要するに、ルベルチエ案の公教育には、本来の職業教育よりも、労働を通じての普通教育という性格が前面に押し出されているのである。

この2つの公教育案と比べて、ラヴォアジェ案は、公教育を知育（instruction）に限定せず、人間形成（éducation）に重きを置く点で、コンドルセ案よりもルベルチエ案の精神に近い。しかしながら組織的に、初等教育から高等教育までの階梯を用意している点で、コンドルセ案をモデルとしている。幼

年期から、心身の発達に応じて、遊びや経験を知識と結びつけ、道具を用いた技能の獲得が図られる。

「自然は、子どもにある程度の体力と能力しか与えない。その努力の最大には限りがある。しかし、彼の器官すなわちその自然的道具を技術の道具 (instruments de l'art) に結びつけるならば、新しい効果を生み出すことができるであろう。人間教育は、そこから開始される」。基本的な道具の操作とその科学的概念、及び読書算などを共通の初等学校で学ぶと、子どもは、さらに公務と機械的技術という2種に大別された職業のコースに分かれて進学する。後者のために用意される技術学校ないし技術と社会経済の基礎学校では、各種職業に共通する知識として、デッサン (製図) が、次いで機械的技術と化学技術を基本とする独自の技術教科が教えられる。その上、上級学校に設けられるテクノロジー (technologie) または工芸論 (description des arts et métiers) につながる要素をそこに含んでいるところが興味深い。

こうした上級階梯に技術教育を組織する構想は、ルベルチエ案には無論のこと、コンドルセ案にもなかった特色である。道具から機械へ、生産用具が転換する技術進歩を見通して、生産の機械的、化学的過程を抽出し、その基本を教科として編成するラヴォアジエの技術教育論は、ギルド廃止後に弛緩する徒弟制度を補完、ないし代替する職業公教育の提案と見なすことができる。ところで、職業に必要な知識と技能を与える低度な技術教育は、ラヴォアジエ案以降、次第に組織化されていく。旧制度末期に設立されたリアンクールの授産施設を前身にもつ国立工芸学校 (Ecoles des arts et métiers — 1803年、1804年) が、この種の最初の職業学校であろう。⁹⁾ しかしながら、子どもに手職を教えるのは、当時の民法典に規定されているごとく、¹⁰⁾ 両親の義務であり、職場の徒弟修業を通じて手職を習得させるという通念がなお支配的であった。

時代の制約を受けつつも、民衆によって最も受容できる形態を配慮して、幼少期から就職前の青年期までの技術教育を組織しようとするラヴォアジエの提案が、19世紀を経て、20世紀の総合技術教育に結実する優れた着想に富んでいた点を、¹¹⁾ 我々は見逃してはならないであろう。

注

- (1) 原正敏『現代の技術・職業教育』大月書店 1987年 73-85頁 川野辺敏 他編『職業・労働教育』ぎょうせい 1981年
- (2) M. J. Guillaume, Procès-verbaux du Comité d'instruction publique de la Convention nationale., 6 vols, Paris, 1891-1907, t. II, p. 902.
- (3) Ibid, Introduction, pp. LV1-LV11..
- (4) 松島鈞『フランス革命期における公教育制度の成立過程』亜紀書房 1968年 105-151頁, A. Léon, La Révolution française et l'éducation technique, paris, 1968, pp. 137-147.

- (5) J. Fayet, *La Révolution française et la science 1789-1795*, Paris, 1960, pp. 306-310.
- (6) コンドルセ『公教育の原理』松島鈞訳 明治図書 1973年 13-16頁, 松島鈞「文献紹介(1)コンドルセ研究メモ (2)第四覚え書:職業教育論」東京教育大学外国教育史研究室『西洋教育史研究』第6号 1977年
- (7) A. Léon, *op. cit.*, P. 141.
- (8) タレイラン他『フランス革命期の教育改革構想』志村鏡一郎訳 明治図書 1972年 138頁
- (9) 拙稿「フランスにおける産業の近代化と中級技術教育 — 工芸学校の設立・展開を中心に —」大阪市立大学文学部紀要『人文研究』第38巻第9分冊 1986年
- (10) 1793年8月26日 付民法典第2条は, 子どもをもつ親の義務を, 次のように規定している。「父母の主な義務は, 子どもを養い育てたあとで, 農業あるいは機械的技術の職を学ばせる, または教えることである。この義務を果さず無視した者は, 子どもの生涯にわたって食事を提供しなければならない」。J. P. Guinot, *Formation professionnelle et travailleurs qualifiés depuis 1789*, Paris, 1946, P. 52
- (11) クルブスカヤ『国民教育と民主主義』五十嵐顕他訳 明治図書 1976年 76頁

(本学講師)